

經理問題特別調査結果報告書

平成 21 年 9 月 9 日
千 葉 県

県民の皆様へ

まずは、県民の皆様にお詫びしなければなりません。

目を疑いたくなるような実態に、たじろぐとともに、怒りさえ覚えております。

特に、知事部局においては、すべての所属において不適正な経理処理が行われていたなど、私の想像をはるかに超え、重大かつ深刻な県民への裏切り行為であると言えます。

県民のために働くべき県職員自らが、県政に対する信頼を失墜させ、県民の皆様に損害を与えていたことにつきまして、深く反省し、心よりお詫び申し上げる次第です。

業務遂行のためなら、多少のルール違反もやむを得ないという甘えの意識が広く蔓延し、このような不適切な行為が以前から引き継がれてきたものと考えられます。

そして、このような実態が長年にわたって放置されてきたことは、県庁全体において組織的なチェック機能がほとんど働いていなかったものであり、厳しくその責任を問われなければなりません。

また、使途が不明なものについては、引き続き、人事当局において詳細な調査を行い、客観的証拠が十分整った時点で、経理事務担当者のみならず、関係者及び管理監督者についても厳しく処分します。また、特に悪質な行為者については、刑事告訴・告発を行います。

失われた県民の信頼を取り戻す道は大変険しく、血のにじむような努力が必要です。そして、職員一人ひとりが深い反省の上に立ち、県民への奉仕者である自らの立場を再度認識することにより、一刻も早く、千葉県政の再生を果たしていかなければなりません。

今後は、私が先頭に立って、県民及び県議会等のご意見を十分尊重しながら、信頼回復に向けた再発防止策を確実に実施し、今後二度とこのようなことが起こらない県庁を作り上げてまいります。

最後に、外部審査委員会の真田範行会長、若狭勝委員、菊地秀樹委員、若松弘之委員の各委員からは、県民の視点と民間企業の感覚で、幅広い、有益な、かつ厳しいご意見をいただきましたことを深く感謝申し上げます。

千葉県知事 森田 健 作

千葉県経理問題特別調査外部審査委員会総括

今回の不適正な経理処理の問題については、森田知事の強い決意のもと、私たち4名の委員が外部審査委員に任命され、需用費のうち主に消耗品費を対象として、県の内部調査の手法や調査結果の評価等について、検証を行ってまいりました。

調査方法として、県の支出書類の書面上のチェックだけでなく、物品等納入業者から帳簿を取り寄せ、県の支出伝票と一つ一つ突合するという細かい確認や関係者への聴き取り作業まで行っております。

その結果、預け金や一括払い、差替えなど多くの不適正な経理処理が行われている実態が解明できたものであり、短期間において県が行い得る調査であったと考えております。

今回判明した経理処理の実態は、一般の県民の感覚では考えられない常識を著しく逸脱したものであり、その多くが県の事業に必要なものとして使われていたとしても、許されるものではありません。

そして、不適正な経理処理が全庁的に行われており、また一部には、公金の支出として著しく適正を欠く事例や用途が不明なものなどもあり、そのずさんな経理実態は、我々の想定をはるかに超えるものであり、愕然とするものです。

この原因としては、職員の公金を取り扱っている重要性に対する意識の欠如や、本来の業務に用いるものであれば許されるといった誤った認識があったことが大きいと感じました。また、それを長年許してきた県庁の組織自体の問題も看過できないと考えています。

このように、著しく県民の信頼を失う結果ではありましたが、今後、県庁が県民の信頼を取り戻すには、「不適正な経理を二度としない」という県庁職員一人ひとりの強い決意と不断の努力がなにより必要です。

そして、報告書に示した改善策を早急に取り組んでいくこと以外にはありません。

今後は、森田知事を先頭に、職員一丸となって県庁の再生に取り組んでいくことを強く望みます。

千葉県経理問題特別調査外部審査委員会

会長 真田 範 行

委員 若 狭 勝

委員 菊 地 秀 樹

委員 若 松 弘 之

目 次

1 調査の契機	1
(1) 会計検査院による都道府県における不適正な経理処理に係る国庫補助金等の状況に関する検査	1
(2) 農林水産部職員による公金詐取事件	1
2 調査の概要	2
(1) 経理問題特別調査プロジェクトチームの設置	2
(2) 作業チームの設置	2
(3) 抽出調査の実施	2
(4) 全庁調査の実施方法	4
(5) PT作業チームによる実地調査の実施	7
(6) 会計検査院による本県の検査状況	7
3 全庁調査等の結果	8
(1) 調査結果の概要	8
(2) 本県独自の『不適正』の分類(納品ベース)の状況	11
(3) 会計検査院準拠区分(支出ベース)の状況	16
(4) 業者プール金の状況	21
(5) 県庁における現金等保有の状況	22
(6) 業者からの帳簿の入手状況	24
(7) その他の不適正な経理処理	24
4 「千葉県経理問題特別調査外部審査委員会」の設置と検証作業	25
(1) 外部審査委員会の開催状況等	25
(2) 検証作業における主な論点	27
5 不適正な経理に係る職員等からの返還金	30
6 不適正な経理に係る職員の処分及び告訴・告発	34
7 不適正な経理処理の発生原因	36
(1) 職員の意識に関する事項	36
(2) 物品調達・物品管理の体制に関する事項	36
(3) 予算執行や支出事務に関する事項	36
(4) 内部牽制の体制に関する事項	37
(5) 国庫補助システムに関する事項	37
8 改善策・再発防止策	39
(1) 職員の意識改革	39
(2) 物品調達・物品管理システム等の見直し	40
(3) 予算執行等の見直し	41
(4) 内部牽制の強化	41
(5) 国庫補助事業の事務費に関する改善事項	42
9 その他	44
(1) 不適正な経理処理で取得した物品等の取扱い	44
(2) 業者において確認されたプール金の取扱い	44
(3) 不適正な経理処理のあった国庫補助事業の取扱い	44

1 調査の契機

(1) 会計検査院による都道府県における不適正な経理処理に係る国庫補助金等の状況に関する検査

一部の府県において、長年にわたり不適正な経理処理による資金の捻出が行われていた事態が平成 18 年から平成 19 年にかけて明らかになり、公金を取り扱う地方公共団体の経理について社会的な関心が高まったことなどを受け、会計検査院による、都道府県における不適正な経理処理と農林水産省及び国土交通省所管の国庫補助金等との関連についての検査が開始された。

昨年は 12 道府県において、会計実地検査が行われたが、昨年 10 月の新聞報道により、その 12 道府県全てにおいて不適正な経理処理があったことが明らかとなった。

※12 道府県

北海道、青森県、岩手県、福島県、栃木県、群馬県、長野県、愛知県、岐阜県、京都府、和歌山県、大分県

(2) 農林水産部職員による公金詐取事件

平成 21 年 2 月 26 日に農林水産部農林水産政策課の職員が、不正な経理操作による約 150 万円の公金の詐取（詐欺罪）により逮捕され、3 月 31 日に懲戒免職となった。

この元職員は、県に対して 518 万円の費用弁償を行い、5 月 12 日の公判において詐取した金銭を私的に使ったことを認め、6 月 2 日に懲役 2 年執行猶予 4 年の判決が出され、刑が確定した。

さらに 5 月 15 日及び 6 月 4 日にも元農林水産政策課の職員 2 名が、同様の容疑で逮捕され、6 月 29 日に懲戒免職となる事態を招いた。

この 2 名の職員も概ね容疑を認め、県に対して 6 月 24 日に 2 名の連名で 2,146 万円の返還があった。このうち 1 名については 9 月 1 日に懲役 3 年執行猶予 5 年の判決が出され、1 名については現在公判中である。

【公金詐取の方法】

取引関係のある事務機器業者から事務用消耗品を購入した事実が無いのにこれがあるように装い、内容虚偽の支出負担行為支出伝票を上司等に提出してその支払を請求し、当該事務機器業者の口座に入金させた後、業者に指示して返金させ、公金を詐取した。

2 調査の概要

(1) 経理問題特別調査プロジェクトチームの設置

会計検査院の検査により明らかとなった他道府県での経理処理の実態を踏まえ、平成 20 年 10 月 23 日に当時の知事から農林水産省及び国土交通省所管の国庫補助事業に係る事務費の経理処理について、総務部を中心に県独自の調査を実施するよう指示があった。

これを受け、翌 24 日に「経理問題特別調査プロジェクトチーム」を立ち上げ、農林水産部及び県土整備部の経理処理に関する調査に着手した。

チームリーダー：総務部行政改革監

メンバー（6名）：総務課長、財政課長、管財課長、農林水産政策課長、
県土整備政策課長、出納局長

(2) 作業チームの設置

農林水産省及び国土交通省の国庫補助事業に係る事務費の経理状況を調査するため「経理問題特別調査プロジェクトチーム」の下に、昨年 11 月、作業チーム A を設置した。その後、会計実地検査が実施されたことから現在は会計検査院との対応に係る業務を行っている。

また、公金詐取事件を契機に、本年 3 月から調査を行うこととした全庁調査（農林水産部・県土整備部を除く）について各所属へ指導をするとともに、状況に応じて実地調査を実施し、調査結果の取りまとめを行うため、「作業チーム B」を本年 4 月に追加して設置した。

①作業チーム A (10 名)

…会計検査院の調査に対応（20 年 11 月設置、21 年 6 月 3 名増員）

総務課行政改革推進室 3 名、出納局 3 名、農林水産政策課 2 名、
県土整備政策課 2 名

②作業チーム B (11 名)

…全庁調査（会計検査対象所属を除く）について、各所属を指導するとともに、状況に応じて実地調査を実施し、調査結果の取りまとめを行う。（21 年 4 月設置）

総務課行政改革推進室 3 名、出納局 2 名、各部主管課 6 名

（うち行政改革推進室 2 名と出納局 1 名はチーム A・B の兼務）

(3) 抽出調査の実施

昨年 10 月から県独自に調査を進め、まずは、抽出した農林水産部 2 所属と県土整備部 2 所属の計 4 所属において会計検査院の検査に準拠した調査を行っていたところであるが、本年 3 月に本県における会計実地検査の実施について連絡があったことから、一時的に県における独自調査は中断した。

その後、農林水産部・県土整備部の調査については、会計検査院の検査に協力しながら、連携して調査を行うこととした。

＜会計検査院の検査については、7 ページ（6）を参照＞

① 所属（各部局において決定）

農林水産部：本庁 1 課、出先機関 1 事務所

県土整備部：本庁 1 課、出先機関 1 事務所

② 年度

平成 15～19 年度（ただし、職員旅費は 19 年度のみ）

③ 科目（ただし、職員旅費は国庫補助事業費のみ）

旅費（職員及び職員外）、賃金・報酬、車両の維持管理費用、需用費

④ 調査手法

ア 旅費

平成 19 年度の旅費データ（職員名・日付・行先・金額が記載）を基に、当該旅行の用務を復命書や各職員への聴き取りなどにより確認し、それぞれの国庫補助事業の使途基準と照合した。

イ 賃金・報酬

報酬額データ（氏名・金額が記載）を基に、雇用書・出勤簿等により雇用の実態を確認し、それぞれの国庫補助事業の使途基準と照合した。

ウ 車両の維持管理費用

車両台帳を基に国庫補助事業による購入車両を特定し、それぞれの国庫補助事業の使途基準と照合した。

エ 需用費

平成 15 年度～19 年度の 5 年間で、100 万円以上の支出のあった事務機器業者及び印刷業者として、16 業者を選定した。

選定した業者の帳簿と県の支出伝票等を突合し、併せて実地調査により現物確認を実施した。

⑤ 抽出調査結果の概要

ア 旅費及び賃金・報酬については、4 所属全てにおいて、いわゆるカラ出張やカラ雇用などの不適正な経理処理は確認されなかった。

イ 需用費については、事務機器業者との取引において、不適正な経理処理が見受けられた。なお、印刷業者については、不適正な経理処理は確認されなかった。

(4) 全庁調査の実施方法

① 対象所属 183 所属

ア 知事部局：135（本庁 50、出先機関 85）

※会計検査院連携調査対象所属を除く

イ 行政委員会等：48

教育庁 29（本庁 12、出先 17）、国体・全国障害者スポーツ大会局 4、
出納局 1、議会事務局 5、選挙管理委員会事務局 1、監査委員事務局 2、
人事委員会事務局 2、労働委員会事務局 2、海区漁業調整委員会事務局 1、
収用委員会事務局 1

※教育庁の県立学校、公営企業等（水道局、企業庁、病院局、警察本部）については、各任命権者による自主的な調査を要請した。

② 対象年度 平成 15 年度から平成 19 年度まで（5 年間）

③ 対象科目 需用費のうち、主として消耗品費（会計検査の対象である「旅費」・「賃金」は対象としない）

④ 調査手法

ア この調査は会計検査院の需用費調査に準拠して実施する。

イ 調査は「需用費」の支出状況（財務データにより確認）から特定した事務機器業者との取引内容について行う。

ウ 調査対象事務機器業者は、各所属において、5 年間で 100 万円以上の支出のあるものとする。ただし、該当がない場合は 5 年間の支出累計が最も多い業者とする。

エ 選定した業者の帳簿と県の支出伝票等を突合し、内容を確認する。

オ 自主調査・自己申告を基本とするが、確認のための実地調査等を実施する。

⑤ その他調査

需用費以外の経費についても不適当な経理処理があった場合には、同様に自主調査・自主申告の対象に含める。

⑥ 『不適正』の区分・分類

ア 会計検査院による『不適正』の区分に準拠した区分〔支出ベース〕

(以下「会計検査院準拠区分(支出ベース)」という。)

会計検査院が実施している検査に準拠し、県からの支出ベースで、次のとおり不適正の区分をしたものである。

区 分	説 明
預け金	事実と異なる内容の関係書類を作成するなどして、契約した物品が納入されていないのに納入したことにして、業者に代金を支払い、後の物品購入の代金等として業者に管理させるなどしていたもの
一括払い	支出負担行為等の正規の会計処理を行わないまま、随時、業者に物品を納入させたうえ、後日、納入された物品とは異なる物品の請求書等を提出させ、これらの物品が納入されたこととして事実と異なる内容の関係書類を作成し、需用費から購入代金を一括して支払っていたもの
差替え	業者に事実と異なる請求書等を提出させ、契約した物品とは異なる別の物品に差し替えて納入させていたもの
先払い	契約した物品が納入される前にこれらが納入されたこととし、関係書類に事実と異なる検収日付を記載し、需用費を支出していたもの
翌年度納入	契約した物品が年度内に納入されたこととし、関係書類に事実と異なる検収日付を記載するなどして需用費を支出していたもの
前年度納入	前年度に納品させた物品を当該年度に納品させたこととし、関係書類に虚偽の検収日付を記載するなどして需用費を支出していたもの

イ 本県独自の『不適正』の分類〔納品ベース〕

「不適正」な経理処理によって納入された物品等として、本県独自に次のとおり分類した。

分類	考え方	例示
a	「翌年度納入」「前年度納入」「先払い」など支出伝票（消耗品等）の内容と同じ物品であるが、経理処理として不適正なもの	消耗品全般
b	支出伝票（消耗品等）の内容とは異なる物品として、業務に使用する消耗品等が納入されているもの	消耗品全般
c	支出伝票（消耗品等）の内容とは異なる物品として、公金としての支出が可能な他の支出科目の物品（備品等）が納入されたもののうち、現物を確認できるもの（複数の者による廃棄又は費消の証言があるものを含む）	業務用パソコン、デジカメなど
d	支出伝票（消耗品等）の内容とは異なる物品として、公金としての支出が可能な他の支出科目の物品（備品等）が納入されたもののうち、業務に使用したが、現物を確認できないもの	所在不明の業務用ロッカーなど
e	公金の支出として不適当だが、現物を確認することができ、かつ、職場において使用したもの	将棋盤など
f	公金の支出として不適当で、消耗品等であり現物を確認することができないが、組織として使用したもの	賞品、飲食物など
g	その他、私的な流用があったものや、業務や職場における使用・納入が確認できず使途が不明なものなど	私的流用が疑われる金券類など

(5) P T作業チームによる実地調査の実施

書面調査に加えて、全庁調査対象 183 所属のうち 91%に当たる計 166 所属に対する実地調査を実施し、各所属が行った調査内容の現地での検証と併せて、管理職員及び担当者に公金を扱うことの重要性について啓発を行った。

なお、書面調査により確認すべき対象が少ない所属については、実地調査を省略した。

① 実施所属

ア 知事部局：125

(本庁 47、出先機関 78)

イ 行政委員会等：41

(教育庁 27、出納局 1、議会事務局 5、選挙管理委員会事務局 1、監査委員事務局 2、人事委員会事務局 2、労働委員会事務局 2、収用委員会事務局 1)

② 内容

ア 調査の趣旨説明

イ 所属の状況確認（書類の保存状況、所属における経理処理の流れの確認等）

ウ 調査票の記載内容確認（備品類の現物確認等）

エ プール金状況調査（調査方法、記載根拠資料の確認等）

オ 現金等保有状況調査（調査方法、記載根拠資料の確認等）

カ 需用費以外の費目に係る調査の確認（調査方法、記載根拠資料の確認等）

キ 不適正処理の発生原因、所属における改善策、要望等の聴取

(6) 会計検査院による本県の検査状況

本県における会計実地検査は、本年度に実施され、農林水産省及び国土交通省所管の国庫補助事業を所管する所属に対する現地での検査が行われた。

その後、この検査に関連して、実地検査時に指摘された案件の事後確認やその他の農林水産省及び国土交通省所管の国庫補助事業を所管する所属に対する追加調査など、現在も検査は継続中であり、会計検査院の指示により調査作業を進めているところである。

① 対象事業：農林水産省及び国土交通省所管の国庫補助事業に係る事務費 (15～19 年度)

② 対象科目

ア 旅 費

イ 賃 金

ウ 需用費

3 全庁調査等の結果

(1) 調査結果の概要

本調査は、平成 15 年度から平成 19 年度における需用費のうち、主として消耗品費の支出 6,487 百万円をベースに、業者から提供された帳簿との突合を行い、不適正な経理処理の実態を明らかにしたものである。

この結果、不適正処理額は 2,979 百万円（45.9％）であり、401 所属中 383 所属、知事部局においては全ての所属において、不適正な経理処理があった。

このうち、私的な流用が疑われるものや、業務や職場における使用・納入が確認できず使途が不明なものなど（「g」分類）が 112 百万円あった。

この外、平成 14 年度以前から引継がれたプール金が業者に 418 百万円あった。

この結果、公金の支出として不適当なものや個人的費消が疑われるものなど、職員が返還すべき額は、現時点では未確定だが、およそ 7 億円となる。

① 対象所属

	部局名等	所属数	備考
全庁調査	知事部局 (会計検査連携調査対象所属を除く)	135	
	教育庁(県立学校を除く)	29	
	行政委員会等	19	
	(小計)	183	
会計検査院の検査と連携して実施した県の調査		85	
全庁調査+会計検査連携分 計		268	
公営企業等	水道局	15	
	企業庁	15	
	病院局	8	
	警察本部	95	
	(小計)	133	
合 計		401	

② 本県独自の分類（納品ベース）による集計結果

不適正処理額 2,979百万円【集計値+推定値】

(不適正処理率45.9%)

(金額の単位：百万円 分類：6ページ参照)

	調査対象額	所属数	不適正処理額合計	所属数	内訳（本県独自の不適正な納品物の分類）						
					a	b	c	d	e	f	g
全庁調査+会計検査連携分	4,462	268	2,695	268	255	1,537	704	65	6	19	109
	比率		60.4%		5.7%	34.5%	15.8%	1.5%	0.1%	0.4%	2.4%
	(比率)		(100%)		(9.5%)	(57.1%)	(26.1%)	(2.4%)	(0.2%)	(0.7%)	(4.0%)
公営企業等	2,025	133	284	115	76	168	33	3	0.2	0.6	3
	比率		14.0%		3.8%	8.3%	1.6%	0.1%	0.0%	0.0%	0.2%
	(比率)		(100%)		(26.7%)	(59.2%)	(11.6%)	(1.1%)	(0.1%)	(0.2%)	(1.1%)
合計	6,487	401	2,979	383	331	1,705	737	68	6	20	112
	比率		45.9%		5.1%	26.3%	11.4%	1.0%	0.1%	0.3%	1.7%
	(比率)		(100%)		(11.1%)	(57.2%)	(24.7%)	(2.3%)	(0.2%)	(0.7%)	(3.8%)

③ 会計検査院準拠区分（支出ベース）による集計結果

不適正処理額 2,646百万円【集計値+推定値】

(不適正処理率40.8%)

(金額の単位：百万円 区分：5ページ参照)

	調査対象額	所属数	不適正処理額合計	所属数	内訳（経路別・会計検査院準拠区分）					
					預け金	一括払い	去替え	先払い	翌年度納入	前年度納入
全庁調査+会計検査連携分	4,462	268	2,389	268	1,780	308	115	14	162	10
	比率		53.5%		39.9%	6.9%	2.6%	0.3%	3.6%	0.2%
	(比率)		(100%)		(74.5%)	(12.9%)	(4.8%)	(0.6%)	(6.8%)	(0.4%)
公営企業等	2,025	133	257	115	31	106	42	4	65	9
	比率		12.7%		1.5%	5.2%	2.1%	0.2%	3.2%	0.5%
	(比率)		(100%)		(12.1%)	(41.2%)	(16.3%)	(1.6%)	(25.3%)	(3.5%)
合計	6,487	401	2,646	383	1,811	414	157	18	227	19
	比率		40.8%		27.9%	6.4%	2.4%	0.3%	3.5%	0.3%
	(比率)		(100%)		(68.4%)	(15.7%)	(5.9%)	(0.7%)	(8.6%)	(0.7%)

※集計結果には、現在会計検査院による調査中のものが含まれており、今後数値が変わる場合がある。

④ 業者プール金の状況

合計額 418百万円

(金額の単位：百万円)

	合計	該当所属数	該当業者数
全庁調査＋会計 検査連携分	413	151	36
公営企業等	5	13	9
合計	418	164	39

※該当業者数の合計は、「全庁調査＋会計検査連携分」に該当する業者と、「公営企業等」の調査に該当する業者に重複している業者を除いた数である。

⑤ 県庁における現金等保有の状況

合計額 44百万円

(金額の単位：百万円)

	合計	該当所属数
全庁調査＋会計 検査連携 分	44.0	78
公営企業等	0.4	8
合計	44.4	86

(2) 本県独自の『不適正』の分類(納品ベース)の状況

納品に着目し、対象業者から提出のあった帳簿等からの情報により、「不適正」な納入物品等の分類を判定したものである。

不適正の分類を「a」から「g」とし、その集計額は2,187,777千円である。

「不適正の分類」及び具体的な例は6ページの【本県独自の『不適正』の分類】のとおりである。

17ページ「(3) 会計検査院準拠区分(支出ベース)の状況」の不適正処理額の集計値よりも数字が大きくなっている理由としては、

① プール金からの納入があること

② 突合できないものの中から、県の支出証拠書類はないが業者帳簿があるものについて、納品状況により「c」～「g」の分類を判定していることなどによる。

なお、業者帳簿が入手できなかつたり、県の支出証拠書類が保存期限を過ぎて廃棄されたものがあり、この部分については突合して不適正処理額を集計することができず、当初は突合できた部局ごとの5年間の不適正処理率の平均を用いて推計をしていたが、より正確を期すため、詳細な推計方法を用いることとした。

具体的には、会計検査院準拠区分(支出ベース)における集計値から確定した部局ごと・年度ごと・分類ごとの不適正処理率から、突合できないものの不適正処理額を推計し、その推定額に対し、本県独自の分類により集計した「a」から「g」の比率によって、5年間の不適正処理額を算定した。

推定額を加えたこの5年間の不適正処理額総額は2,979,149千円で、調査対象額6,487,494千円に対する不適正処理率は45.9%となり、後述する30ページ「5 不適正な経理に係る職員等からの返還金」の算定根拠としている。

ア 集計値による不適正処理額（納品ベース）の状況

不適正処理額 2,187,777千円【集計値】

(金額の単位：千円)

不適正 処理額 合 計	内訳（本県独自の不適正な納品物の分類）						
	a	b	c	d	e	f	g
2,187,777	220,965	1,206,629	586,402	57,976	5,430	15,783	94,592
100%	10.1%	55.2%	26.8%	2.6%	0.3%	0.7%	4.3%

《各部局別内訳》

(金額の単位：千円)

部局名	不適正 処理額 合 計	内訳（本県独自の不適正な納品物の分類）						
		a	b	c	d	e	f	g
総合企画部	38,023	3,655	16,804	15,715	536	136	258	919
総務部	112,743	20,595	41,261	41,883	1,069	776	1,183	5,976
健康福祉部	205,551	37,553	83,322	78,120	4,258	641	1,077	580
環境生活部	40,399	2,024	23,267	13,412	1,538	20	69	69
商工労働部	42,326	5,981	17,549	15,805	722	214	248	1,807
農林水産部	619,685	39,718	363,252	161,279	16,747	954	5,219	32,516
県土整備部	730,746	33,964	457,017	155,899	27,265	2,310	5,981	48,310
教育庁	182,059	18,667	78,090	78,349	4,053	288	1,416	1,196
その他行政委員会等	3,466	560	2,403	500	0	3	0	0
全庁調査・会計検査連携分 計	1,974,998	162,717	1,082,965	560,962	56,188	5,342	15,451	91,373
水道局	24,257	8,900	14,873	403	3	25	53	0
企業庁	8,874	2,117	4,446	1,969	0	63	279	0
病院局	61,782	9,299	37,146	10,333	1,785	0	0	3,219
警察本部	117,866	37,932	67,199	12,735	0	0	0	0
公営企業等計	212,779	58,248	123,664	25,440	1,788	88	332	3,219

イ 推定値を加えた不適正処理額（納品ベース）の状況

不適正処理額 2, 979, 149千円【集計値＋推定値】

不適正処理率 45. 9%

(金額の単位：千円)

調 査 対象額	不適正 処理額 合 計	内訳（本県独自の不適正な納品物の分類）							不適正 率
		a	b	c	d	e	f	g	
6, 487, 494	2, 979, 149	330, 890	1, 704, 892	737, 279	68, 088	6, 528	19, 784	111, 688	45. 9%
比率 (比率)	45. 9% (100%)	5. 1% (11. 1%)	26. 3% (57. 2%)	11. 4% (24. 7%)	1. 0% (2. 3%)	0. 1% (0. 2%)	0. 3% (0. 7%)	1. 7% (3. 8%)	

《各部局別内訳》

(金額の単位：千円)

部局名	不適正 処理額 合 計	内訳（本県独自の不適正な納品物の分類）							不適正 率
		a	b	c	d	e	f	g	
総合企画部	60, 085	6, 052	27, 766	23, 363	737	231	424	1, 512	51. 1%
総務部	236, 033	48, 291	96, 924	77, 229	1, 069	776	2, 327	9, 417	32. 7%
健康福祉部	292, 195	58, 589	129, 788	95, 365	5, 921	875	1, 077	580	53. 8%
環境生活部	73, 707	3, 972	45, 505	22, 357	1, 538	55	140	140	59. 0%
商工労働部	67, 862	10, 974	32, 190	20, 462	722	214	261	3, 039	47. 2%
農林水産部	740, 534	50, 534	462, 825	169, 032	17, 603	955	5, 455	34, 130	62. 9%
県土整備部	947, 217	45, 641	614, 899	186, 367	32, 504	2, 794	7, 272	57, 740	77. 9%
教育庁	273, 321	29, 799	124, 660	109, 064	5, 189	471	2, 227	1, 911	67. 8%
その他行政委員会等	4, 165	847	2, 728	587	0	3	0	0	25. 9%
全庁調査・会計検査連携分 計	2, 695, 119	254, 699	1, 537, 285	703, 826	65, 283	6, 374	19, 183	108, 469	60. 4%
水道局	33, 485	12, 287	20, 529	560	3	34	72	0	10. 1%
企業庁	16, 939	4, 044	8, 487	3, 759	0	120	529	0	19. 5%
病院局	93, 124	14, 646	58, 501	13, 956	2, 802	0	0	3, 219	19. 2%
警察本部	140, 482	45, 214	80, 090	15, 178	0	0	0	0	12. 5%
公営企業等計	284, 030	76, 191	167, 607	33, 453	2, 805	154	601	3, 219	14. 0%

ウ 全体的な傾向

- 不適正の分類「b」が全部局通じて一番多く、不適正分類全体の 57.2%、総額 1,704,892 千円となっている。
- 消耗品同士であれば、許されるという安易な意識で不適正処理を行っていた。
- 需用費の支出から備品を購入しているケースも、多くの所属で見受けられた。また、本来、事務機器業者では取り扱わない商品券の納入などにおいて、高い手数料を徴されているケースも見受けられた。
- 一部の所属においては、業務とは無関係な物品の納入があった。

エ 分類別概要

「a」分類について

- 「a」分類は 284 所属で 220,965 千円が確認された。推定値を加えた金額は 330,890 千円である。不適正分類全体の 11.1%を占めている。翌年度納入によるものが多い。

「b」分類について

- 「b」分類は 330 所属で 1,206,629 千円が確認された。推定値を加えた金額は 1,704,892 千円である。不適正分類全体の 57.2%を占めており、分類別では最も金額が多い。

「c」分類について

- 「c」分類は 293 所属で 586,402 千円が確認された。推定値を加えた金額は 737,279 千円である。不適正分類全体の 24.7%を占めている。
- 備品購入費の不足等により、備品を購入している事例が多く所属で見られた。
また、備品購入については、所属保有の現金を使ったものもあった。

「d」分類について

- 「d」分類は 114 所属で 57,976 千円が確認された。推定値を加えた金額は 68,088 千円である。不適正分類全体の 2.3%を占めている。
- 業務上必要なロッカー等を購入したとしているが、現物が確認できなかった。

「e」分類について

- 「e」分類は 126 所属で 5,430 千円が確認された。推定値を加えた金額は 6,528 千円である。不適正分類全体の 0.2%を占めている。
- 所属において職員が利用する冷蔵庫、ポット、コーヒーメーカーや一部の所属では、将棋盤や卓球台といった納品があった。

「f」分類について

- 「f」分類は 134 所属で 15,783 千円が確認された。推定値を加えた金額は 19,784 千円である。不適正分類全体の 0.7%を占めている。
- 納品の内容は、本来、所属の親睦会や個人で用意すべきお茶、コーヒー類や香典袋が多数となっている。

「g」分類について

- 「g」分類は 55 所属で 94,592 千円が確認された。推定値を加えた金額は 111,688 千円である。不適正分類全体の 3.8%を占めている。
- 「g」分類について、以下のとおりの事例があった。
 - ・業者帳簿から商品券等の金券や物品等が納品された記録があるが、関係職員への聴き取り調査及び対象業者への照会による確認作業を行ったが、両者から納品そのものの事実確認が取れないケース（事実関係が把握できないもの）
 - ・所属で使用しない備品を多数発注・納品させ、自己所有していたケース（個人費消の可能性のあるもの）
 - ・商品券等を多額に発注・納品させ、本人は換金して事務所の修繕などの公務に使用したと申立てているが、使途が確認できていないケース（個人費消の可能性のあるもの）
 - ・商品券等を発注・納品させ、本人が廃棄したと申立てているケース
- なお、1 ページ「(2) 農林水産部職員による公金詐取事件」に係る事例については、件数及び金額ともにこの分類の中に含まれている。

(3) 会計検査院準拠区分（支出ベース）の状況

会計検査院が実施している検査に準拠し、県からの支出ベースで、不適正の区分をしたものである。

平成 15 年度から平成 19 年度までの調査対象額 6,487,494 千円に対して、突合できたものの額（取引業者の帳簿等と支出伝票が突合できたもの）は 4,233,137 千円で、この集計による不適正処理額は 1,738,043 千円、不適正処理率は 41.1% である。

また、突合できなかったもの（※1）の額は、2,254,357 千円で、その比率は 34.7% となっている。

また、業者帳簿が入手できなかったもの、又は県の支出伝票が廃棄されるなどにより、突合できなかったものの不適正処理額については、部局ごと・年度ごと・分類ごとに突合できたものの不適正比率により推計し、5 年間ににおける全体の不適正処理額とした。

推定値を加えた不適正処理額の総額は 2,645,682 千円で、不適正処理率は 40.8% である。

※1 「突合できなかったもの」とは、

- ①「業者帳簿がまったく入手できないもの、又は一部入手しか入手できなかったもの」
- ②「県において行政文書管理規則に基づき廃棄し、支出伝票が無いもの」であり、これらについては業者帳簿と支出伝票の内容が突合できず、適正・不適正の判断ができないものである。

※2 「預け金」と「プール金」の違いについて

- ・「預け金」とは、県が業者からの納品がないものの、架空の請求書により支出を行った行為のことを「預け」といい、それに係る金額をいう。
- ・「プール金」とは、上記の「預け」が行われた結果、業者にストックされている金額のことをいう。

ア 集計値による不適正処理額（支出ベース）の状況

不適正処理額 1,738,043千円【集計値】

不適正処理率 41.1%

(金額の単位：千円)

突合できたもの	不適正額 合計	内訳（態様別・会計検査院準拠区分）						不適正 率	突合できな かったもの
		預け金	一括払い	差替え	先払い	翌年度納入	前年度納入		
4,233,137	1,738,043	1,186,103	275,744	104,368	8,591	151,599	11,638	41.1%	2,254,357
比率	41.1%	28.0%	6.5%	2.5%	0.2%	3.6%	0.3%		
(比率)	(100%)	(68.2%)	(15.9%)	(6.0%)	(0.5%)	(8.7%)	(0.7%)		

《各部局別内訳》

(金額の単位：千円)

部局名	不適正額 合計	内訳（態様別・会計検査院準拠区分）						不適正 率	突合できな かったもの
		預け金	一括払い	差替え	先払い	翌年度納入	前年度納入		
総合企画部	24,568	15,661	5,066	1,560	443	1,755	83	43.7%	61,282
総務部	62,562	32,153	9,980	4,434	306	15,219	470	23.7%	457,200
健康福祉部	107,854	66,307	22,502	3,226	157	14,592	1,070	39.5%	269,884
環境生活部	29,594	23,183	3,981	803	269	1,357	1	45.0%	59,041
商工労働部	23,302	17,415	4,392	663	7	685	140	36.5%	80,003
農林水産部	557,784	392,141	69,027	53,201	3,283	39,482	650	60.7%	257,738
県土整備部	620,243	535,662	55,027	10,064	655	17,609	1,226	70.2%	332,586
教育庁	126,701	82,584	25,053	4,670	1,611	11,473	1,310	51.3%	156,368
その他行政委員会等	1,234	227	16	253	0	665	73	19.4%	9,698
全庁調査手 会計検査院機分 計	1,553,842	1,165,333	195,044	78,874	16,731	102,837	35,028	55.9%	1,683,800
水道局	11,840	1,109	142	1,878	348	7,948	415	6.8%	157,094
企業庁	7,062	627	2,889	1,047	985	559	955	20.4%	52,012
病院局	47,814	11,802	11,454	15,549	416	7,131	1,462	16.1%	187,528
警察本部	117,485	7,232	66,215	7,020	111	33,124	3,783	12.4%	173,923
公営企業等計	184,201	20,770	80,700	125,494	1,860	48,762	6,615	12.7%	570,557

イ 推定値を加えた不適正処理額（支出ベース）の状況

不適正処理額 2,645,682千円【集計値＋推定値】

不適正処理率 40.8%

(金額の単位：千円)

調査対象額	不適正額合計	内訳（総様別・会計検査院準拠区分）						不適正率
		預け金	一括払い	差替え	先払い	翌年度納入	前年度納入	
6,487,494	2,645,682	1,810,895	414,301	156,804	17,338	227,486	18,858	40.8%
比率	40.8%	27.9%	6.4%	2.4%	0.3%	3.5%	0.3%	
(比率)	100%	(68.4%)	(15.7%)	(5.9%)	(0.7%)	(8.6%)	(0.7%)	

《各部局別内訳》

(金額の単位：千円)

部局名	不適正額合計	内訳（総様別・会計検査院準拠区分）						不適正率
		預け金	一括払い	差替え	先払い	翌年度納入	前年度納入	
総合企画部	48,295	31,236	9,714	2,885	874	3,480	106	41.1%
総務部	197,666	114,824	28,527	10,290	673	41,242	2,110	27.4%
健康福祉部	212,509	134,078	43,845	6,614	512	25,014	2,446	39.2%
環境生活部	65,004	55,761	4,768	976	351	3,147	1	52.1%
商工労働部	54,124	41,586	9,399	1,381	7	1,405	346	37.6%
農林水産部	716,847	498,916	98,122	69,075	5,053	45,007	674	60.9%
県土整備部	863,513	750,754	72,499	13,120	723	24,352	2,065	71.0%
教育庁	228,830	152,109	41,320	10,276	5,582	18,026	1,517	56.8%
その他行政委員会等	1,981	463	54	416	0	793	255	12.3%
全庁調剤 会計検査院準拠区分 合計	2,388,769	1,779,327	408,248	115,053	13,735	227,486	9,520	43.5%
水道局	21,067	1,963	237	4,045	835	13,281	706	6.3%
企業庁	15,128	1,121	6,454	2,582	1,887	1,107	1,977	17.5%
病院局	80,617	19,218	20,071	26,890	730	11,339	2,369	16.7%
警察本部	140,101	8,866	79,291	8,254	111	39,293	4,286	12.5%
公営企業等	256,913	31,158	108,053	41,721	3,563	65,020	9,338	12.7%

ウ 全体的な傾向

実際に業者の帳簿と県の支出伝票を突合できたものは、調査対象額（支出額）6,487,494千円のうちの65.3%で、4,233,137千円である。このうち不適正処理額は1,738,043千円で、不適正処理率は41.1%である。

推定値を含めた不適正処理額は2,645,682千円で、不適正処理率は40.8%となる。

最も多かったものは預け金で、不適正処理額全体の68.4%を占める。次いで、一括払いの15.7%、翌年度納入の8.6%の順となっている。

エ 区分別概要

(ア)「預け金」について

- 預け金は、262所属で1,186,103千円が確認された。推定値を加えた金額は1,810,895千円である。不適正処理額全体の68.4%を占めている。
- 預け金は業者に累積し、プール金となって管理されていた。
- プール金の管理については、一部の所属においては帳簿等により管理しているものもあったが、ほとんどの所属においては業者任せであり、いくらプール金があるかを知らないケースが多く見られた。これが、今回の公金詐取事件の温床となったものと考えられる。

また、担当者のみの管理で、上司はプール金があることはうすうす認識しているもののその金額を担当者に確認していなかったケースが多い。

- プール金の使途としては、日々の業務に使用する事務用消耗品（再生紙、ファイル類、ボールペン等の筆記用具類等）であった。また、備品購入費がない（又は、少ない）所属においては、備品相当品（事務用机、椅子、書棚等）の購入をしていたものも多く見受けられた。
 - プール金が減少すると預け金により補充が行われていたが、特に、予算を使い切るため、年度末や出納整理期間に預けを行い、補充する傾向が見られた。
- また、最近の傾向として、プール金を減らすために支払額よりも納品額のほうが多い。

(イ)「一括払い」について

- 一括払いは、240所属で275,744千円が確認された。推定値を加えた金額は414,301千円である。不適正処理額全体の15.7%を占めている。
- 本来であれば、日々発生する物品の発注の都度、支出負担行為の事務処理をすべきところ、（不適正な経理処理であることを認識しつつ、）ある程度の期間に納品された金額相当額をまとめて請求させ、納品内容と請求内容の対応を確認せずに、支出事務を行っていた。
- 使途としては、預け金と同様に日々の業務に使用する事務用消耗品や備品購入費がない（又は、少ない）所属においては、備品相当品（事務用机、椅子、書棚等）の購入をしていたものも多く見受けられた。

- このような不適正な経理処理を行う所属には、前述のプール金が存在していることが多く、業者へのプール金の残額や所属の予算執行状況といった「金額」の増減を意識して事務処理を行っていた。
- 預け金及び一括払いは、支出担当者が概ね支出と納品の対応を考慮せずに支出を行っているもので、この支払いが、預け金であるとか、一括払いであるとかをあまり意識しないで不適正な経理処理を行っていた。

(ウ)「差替え」について

- 差替えは、213 所属で 104,368 千円が確認された。推定値を加えた金額は 156,804 千円である。不適正処理額全体の 5.9%を占めている。
- 発生する背景には、備品購入費予算が所属において確保されていないことが多く見受けられた。
- ただし、プール金がある場合は、支出と納品の対応を考慮しないため、あまり見受けられなかった。

(エ)「先払い」「翌年度納入」「前年度納入」について

- 先払いは、52 所属で 8,591 千円が確認された。推定値を加えた金額は 17,338 千円である。不適正処理額全体の 0.7%を占めている。
- 翌年度納入は、251 所属で 151,599 千円が確認された。推定値を加えた金額は 227,486 千円である。全体の 8.6%を占めている。
 需用費による支払のうち光熱水費については、3 月分の支払い額は翌年度の 4 月に判明し、そこで需用費の残額が確定する。残高に合わせて消耗品等を発注することから、納品が翌年度にずれ込み、翌年度納入となる事例が多く見られた。
- 前年度納入は、翌年度納入と比べると金額は少ないものの、109 所属で 11,638 千円が確認された。推定値を加えた金額は 18,858 千円である。全体の 0.7%を占めている。

(4) 業者プール金の状況

集計額	417,587 千円
該当所属数	164 所属
該当業者数	39 業者

《各部局別内訳》

(金額の単位：千円)

部局名	プール金額	該当 所属数	該当 業者数
総合企画部	6,931	6	7
総務部	15,272	20	10
健康福祉部	22,726	21	12
環境生活部	8,266	7	11
商工労働部	10,354	10	12
農林水産部	101,898	32	20
県土整備部	230,164	36	23
教育庁	13,331	15	9
その他行政委員会等	3,871	4	5
全庁調査＋ 会計検査連携分計	412,813	151	36
水道局	3	1	2
企業庁	1,186	8	6
病院局	3,539	3	2
警察本部	46	1	1
公営企業等計	4,774	13	9
合 計	417,587	164	39

※該当業者数は、「全庁調査＋会計検査連携分計」、「公営企業等計」及び「合計」において、重複分を除いた数である。

- 401 所属（現所属数：382 所属）のうち 164 所属においてプール金が存在し、全体に占める割合は 42.9%で、その総額は 417,587 千円である。
- 過去にプール金のあった所属を含めると 260 所属となり、全体に占める割合は 68.1%となる。
- 現在プール金のある業者は 39 業者である。
- プール金は、調査対象年度以前から保有しているケースが多く、近年は解消傾向にある。
- プール金を所属では管理しておらず、業者任せであることが多かった。

(5) 県庁における現金等保有の状況

集計額 44,435 千円

該当所属数 86 所属

主な保有形態 ①現金・預金 23,284 千円
 ②切手・はがき 13,039 千円
 ③金券 3,658 千円
 ④タクシークーポン券 3,360 千円

《各部局別・保有形態別内訳》

(金額の単位：千円)

部局名	該当所属数	現金等保有額	(保有形態別内訳)				
			現金預金	切手はがき	金券	タクシークーポン券	その他
総合企画部	3	322	83	227	12		
総務部	8	3,263	144	1,819		1,256	34
健康福祉部	20	4,895	2,683	978	566	63	605
環境生活部	3	1,794	724	1	111	944	14
商工労働部	5	3,896	342	1,383	1,730	147	294
農林水産部	18	13,206	9,317	3,146	226	423	94
県土整備部	15	12,537	8,623	2,939	690	282	3
教育庁	5	3,904	1,097	2,540	217		50
その他行政委員会等	1	181			90	91	
全庁調査・会計検査連携分計	78	43,988	23,013	13,033	3,642	3,206	1,094
水道局	0	0					
企業庁	6	222	46	6	16	154	
病院局	2	225	225				
警察本部	0	0					
公営企業等計	8	447	271	6	16	154	0
合 計	86	44,435	23,284	13,039	3,658	3,360	1,094

- 401 所属（現所属数：382 所属）のうち、86 所属において、前渡資金やつり銭など業務上認められているもの以外に不適正な現金等の保有があり、全体に占める割合は 22.5%であり、その額は 44,435 千円である。
- 現金や預金通帳については、過去において業者のプール金から納入した金券類を換金したものも含まれていると思われるが、現在は使用せずに金庫で保管されていたものも多く見られた。
- 切手やはがきについては、不適切な経理処理により購入したものであり、適正な手続きにより購入し、ほぼ出納簿で管理しているものとは別に保管されていた。
- 金券類については、主に商品券や図書券などであるが、そのほとんどが調査対象期間以前から存在し、受入れの経緯が不明なものとして、そのまま金庫で保管されていたものである。
- タクシークーポン券については、過去のタクシー会社へのプール金を解消するため、クーポン券に換えて保管されていた事例が見られた。
- その他として、テレホンカードやハイウェイカードの類、印紙・証紙、有料道路の回数券などを保有していた所属があった。

(6) 業者からの帳簿の入手状況

本調査には業者帳簿（取引元帳等の写し）が必要不可欠であることから、対象業者への訪問や電話等により趣旨を説明したうえで業者帳簿の提出を要請した。その後、提出がない場合には繰り返し臨戸訪問を行うなど強い協力要請を行ってきた。

その結果、85 業者のうち、80 業者から回答があり、延べ所属数では 779 所属分中 658 所属、率にして、84.5%（金額ベース：74.7%）についての業者帳簿を入手することができた。

- 現存する帳簿が無いとの回答があったものは 17 所属 2.2%であった。
- 全く入手できなかった業者や一部の所属のみ入手できた業者もあり、帳簿の未入手は 104 所属 13.3%である。
- 入手した帳簿についても、記載されている期間は業者により異なり、調査対象期間に満たないものも少なくなかった。

(7) その他の不適正な経理処理

今回の調査は、需用費（主として消耗品費）を主として調査を行ったが、需用費（主として消耗品費）以外の費目についても、自主調査・自主申告を行った。その結果は、次のとおりである。

（単位：千円）

不適正処理の内容	金額	主な用途
タクシー会社のプール金の使用	183	外部講師等の送迎などの業務に使用
平成 15 年度の旅費からの資金捻出 （所属帳簿の記載による：詳細不明）	17	委嘱した委員等の昼食代など事務所の諸経費に使用

- タクシー会社にプール金があったことから、県内の大手業者に対するサンプル調査を行ったところ、17 所属においてプール金を確認できた。なお、このプール金は平成 14 年度以前からのものであり、各所属においてもその存在を知らなかったところがほとんどで、この 5 年間における新たな不適正な支出はなかった。
- 平成 15 年度の旅費からの資金捻出については、所属の現金出納簿の記載から、当該費目における不適正な経理処理が推定された。
なお、用途については、事務所の諸経費に充てられていた。

4 「千葉県経理問題特別調査外部審査委員会」の設置と検証作業

本県における経理処理について、透明性の確保や県民に対する説明責任を果たすとともに、客観的かつ公正な第三者の立場から県の内部調査を検証し、再発防止策等への助言をいただくため、平成21年7月28日に設置した。

委員は、法務や経理に高度の専門的知識と優れた見識を有する弁護士3名、公認会計士1名の合計4名で構成した。

なお、委員の互選により、会長は真田範行氏となった。

※敬称略

氏 名	職 業
さ な だ の り ゆ き 真 田 範 行	弁 護 士
わ か さ ま さ る 若 狭 勝	弁 護 士
き く ち ひ で き 菊 地 秀 樹	弁 護 士
わ か ま つ ひ ろ ゆ き 若 松 弘 之	公 認 会 計 士

(1) 外部審査委員会の開催状況等

平成21年7月28日 第1回開催（県庁本庁舎5階特別会議室）

出席者 真田委員（会長）、若狭委員、菊地委員、若松委員

- 議 題
1. 会長の選出について
 2. 千葉県の財務会計について
 3. 経理問題調査の概要について
 4. 他都道府県における独自調査の状況について
 5. 今後のスケジュールについて

平成21年8月6日 第2回開催（県庁本庁舎5階特別会議室）

出席者 真田委員（会長）、菊地委員、若松委員

（若狭委員については8月11日に委員の事務所において説明）

- 議 題
1. 不適正区分の具体的事例について
 2. 調査結果の概要について
 3. 不適正分類「g」の状況について
 4. 現地調査の実施について

平成 21 年 8 月 10 日 実地調査

対象所属 本庁 2 所属

その他、県庁内において事務機器業者から実情を聴取

出席者 菊地委員

- 調査内容
1. 調査結果に係る調査（調査票の内容チェック、調査結果の検証及び関係者のヒアリング）
 2. 業者から実情を聴取

平成 21 年 8 月 11 日 実地調査

対象所属 出先機関 1 所属

出席者 真田委員（会長）

- 調査内容
1. 調査票の内容のチェック
 2. 調査結果の検証及び関係者のヒアリング

平成 21 年 8 月 19 日 第 3 回開催（県庁本庁舎 5 階特別会議室）

出席者 真田委員（会長）、若狭委員、菊地委員、若松委員

- 議 題
1. 外部審査委員会の役割等について
 2. 外部審査委員会委員による実地調査の結果報告及び使途不明納品等（「g」分類）の調査状況について
 3. 不適正な経理処理の発生原因及び再発防止策の検討等について
 4. 職員の処分について
 5. 内部調査結果に基づく職員負担の考え方及び推計による不適正処理額の算出について
 6. 他の任命権者における調査結果報告について

平成 21 年 8 月 27 日 第 4 回開催（県庁本庁舎 5 階特別会議室）

出席者 真田委員（会長）、若狭委員、菊地委員、若松委員

- 議 題
1. 推定値による年度別の不適正処理率について
 2. 使途不明納品等（「g」分類）等の調査状況について
 3. 調査結果報告書（案）について

平成 21 年 8 月 31 日 第 5 回開催（県庁本庁舎 5 階特別会議室）

出席者 真田委員（会長）、若狭委員、菊地委員、若松委員

- 議 題
- 調査結果報告書（案）について
- （1）推計方法による算出額の修正について
 - （2）外部審査委員会の論点部分の記載について
 - （3）職員の処分及び告訴・告発について 等

(2) 検証作業における主な論点

【論点1】

外部審査委員会の責務はどこまでか。

⇒ 審査期間や回数も比較的短いことから、当委員会の主たる責務は、需用費のうち主に消耗品費を対象とした内部調査の手法・プロセスや、調査結果の評価について、検証するものとする。

【論点2】

需用費以外の調査をどうするか。

(1) 旅費及び賃金・報酬について

(2) 役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、交際費について

⇒ 需用費以外の費目については、今回の検証の対象外である。しかしながら、他の費目についても不適正経理が行われる可能性を完全に否定することができないことから、今後、それらについても検査体制を強化すべきである。

【論点3】

経理調査の対象業者を5年間で100万円以上とすることの妥当性はどうか。

⇒ 次の理由から妥当と考える。

① 今回の対象とした5年間で100万円以上の事務機器業者への支出は、同種業者への支出額の80%以上を占めていた。

② 抽出調査を行った4所属における支出額ベースのカバー率は97%以上あった。

③ 5年間の支出額が100万円以下の業者に対してサンプル調査を行ったところ、不適正な経理処理は確認されなかった。

【論点4】

「会計検査院準拠区分による集計」の財務データの数値のうち業者帳簿がなく「突合できなかったもの」及び「千葉県独自の分類による集計」の県への納品が確認できない「業者帳簿がない部分」について、不適正処理額をどのようにするか。

⇒ 不突合取引部分に係る不適正処理額については、本来、推定計算という方法がなじむものではないが、今回の調査目的の一つである県民への損害額及び返還額の算定のために技術的な推定計算が必要であったものと認める。

当初の部局ごとの5年間の不適正処理率の平均による推計方法では年度別の不適正処理率が反映されないため、より年度ごとの不適正処理率が反映

される部局ごと・年度ごと・分類（区分）ごとに推計することとする。

【論点 5】

不適正分類「a」については、不適正な経理処理ではあるが、支出内容と同じものが納品されているため、県への損害がないものと考え、「職員負担なし」としたいがどうか。

⇒ 支出内容と同じものが納品されており、それが年度超えであっても、比較的短期間のうちに納品されていることから、了解する。

【論点 6】

不適正分類「b」、「c」及び「d」については、公的に使用した消耗品や備品ではあるが、

(1) 正規に購入した場合には競争性等が働き、今回の納品よりも安く購入できた可能性があったもの

(2) 現物が確認できないもの

などがあり、それぞれ「職員が共同して負担すべきもの」と考えるが、その負担はどのようにしたらよいか。

⇒ (1) については競争により生じる差額相当分(10%※)を、(2) については全額を、それぞれ共同負担とすることで了解する。

※県庁の共通消耗品の平成 17～19 年度における、入札の予定価格と落札額の差が平均約 10%である。

【論点 7】

不適正分類「e」及び「f」については、職場内に限って、公的なもの以外に使用したものであることから、「該当する所属において負担すべきもの」と考えるがどうか。

⇒ 了解する。

【論点 8】

不適正分類「g」については、商品券や収入印紙など極めて換金性の高いものが多く、公金詐取事件の3名のように明らかに個人で費消が判明しているものは「個人負担すべきもの」と考える。

また、現在調査中のところも多くあり、今後、公務での使用や親睦会等で負担すべきものが判明した場合は、それぞれ分類を「b」～「f」に変える方向でよい。

なお、最終的に判明しない分については、「職員が共同で負担すべきもの」と考えるがどうか。

⇒ 分類変更は了解する。また、現物を確認できないものについては、「g」分類以外も含め、確認書等を提出してもらうことによって分類を変更することを認める。

「g」分類については、引き続き人事当局において詳細な調査を行い、客観的証拠が十分整った時点で、経理事務担当者のみならず、関係者及び管理監督者についても厳しく処分する。

また、特に悪質な行為者については、刑事告訴・告発を行う。

【論点 9】

不適正な経理処理により、業者が利得した金品の取り扱いをどうするか。

⇒ 不適正な経理処理は、業者との癒着の中で発生していることを考えれば、業者側にも一定の責任はあるものと考えられるが、その一義的責任はやはり県職員が負うべきものとする。

よって、不適正な経理処理にあたって業者が利得した額については、職員が負担する。

【論点 10】

不適正経理に係る今後の監視体制等を具体的にどのように行うのか。

⇒ 再発防止の観点から、次のような対策を実施する。

- (1) 再発防止・特別監察組織を設置し、再発防止策の検証や全費目に対する特別監察を随時実施する。
- (2) 業者に対し、不適正な経理処理に協力しないよう依頼するとともに、万が一、関与した場合には指名停止等のペナルティを課す。
- (3) 出納局における会計検査について、対象範囲を本庁各課を含めて拡大することとし、検査は原則毎年度1回実施する。

5 不適正な経理に係る職員等からの返還金

県民の期待や信頼を大きく損なうだけではなく、実質的に県に対し損害を与える行為が行われてきていたという事実から、損害額については職員が負担するものとする。

また、

- ・不適正な経理処理は概ね全ての所属において行われてきたこと
- ・大きな要因として職員の公金に対する意識が希薄であったこと
- ・内部牽制が機能していなかったこと

などから、その責任は経理事務担当者のみならず管理監督者等も含め、組織全体が負うべきものである。

しかしながら、長年に渡るこのような実態は何よりも管理監督者の責任が重いものと考えられ、返還金については、役職に応じた区分によって管理職が負担する。

また、平成 15 年度以降の退職者に対しても、退職時の役職の区分を現職と同様に適用し、負担を求める。

職員及び平成 15 年度以降の退職者（以下、「職員等」という）の負担額は、「表 1 本県独自の「不適正」の分類」（32 ページ）及び「表 2 職員等による返還金の考え方」（33 ページ）の区分による金額の集計により算出する。

① 業務に使用した物品等の購入に係る考え方

業務に使用した物品等については、適正な手続きによる購入と比べ、価格について競争性が働いていないことから、その一部が県の損害になっていると考えられる。

このため、県庁本庁舎における共通消耗品の購入にあたっての入札における、平成 17～19 年度の予定価格と落札額の差が平均 10%であることから、「b」「c」分類の 10%相当額を、県の損害額として職員等が負担する。

② 利息相当額の考え方

不適正な経理処理によって、県は余分に資金を調達する必要があったとの考え方から、その費用を職員等が負担する。

よって納品ベースの職員等負担額に対し、県債の表面利率の平均により計算した額を利息相当額として職員等による県への返還の対象とする。

③ 国庫返還金の職員等負担の考え方

国庫返還金については、本来は職員等の返還対象とすべきであるが、公的使用が認められたものについては、その金額分を控除し、残額を職員等による県への返還の対象とする。

したがって、国庫返還金のうち、会計検査院準拠区分に対応する県独自の

分類による「b」「c」分類の10%分、及び「d」～「g」分類の合計額に相当する額について、負担する職員の区分の割合に応じた額をそれぞれ負担する。

④ 国庫返還金の加算金

国庫返還金の加算金については、不適正な経理処理により生じたものであるため、全額を職員等が負担する。

⑤ 業者において確認されたプール金

今回の調査において確認されたプール金については、全額の返還を求めることとしており、原則職員等による負担はない。

ただし、自己破産や廃業等により、回収が不可能な業者のプール金については、県に損害を与えたものであることから、職員等の負担に加算する。

⑥ その他経費のうち返還金として職員等負担とすべきもの

不適正な経理処理がなければ発生しなかった経費については、職員等による負担とする。

【経理問題特別調査に係る経費】

- ・ 調査のためのコピー代金、郵送料金、その他雑費 (直接経費)
- ・ 経理問題特別調査外部審査委員会に係る費用 (直接経費)
- ・ 返還手続きにかかる手数料、郵送料金等の費用 (間接経費)

以上、上記の考えに基づき、現時点における職員等からの返還金は7億円程度と見込まれる。

表1 本県独自の「不適正」の分類

分 類	返還の考え方	負担の考え方	返還の率
a 「翌年度納入」「前年度納入」「先払い」など支出伝票（消耗品等）の内容と同じ物品であるが、経理処理として不適正なもの	納品時期に不適正はあるが、同じ物品が納品されており、県に損害はない。	返還不要とする。	0%
b 支出伝票（消耗品等）の内容とは異なる物品として、業務に使用する消耗品等が納入されているもの	競争性が働いていないことから、価格の正当性・適正性に問題があると考えられる。	県庁の共通消耗品の入札における予定価格と落札額の差が約10%（平成17～19年度における平均）であることから、購入金額の10%を職員が共同により返還する。	10%
c 支出伝票（消耗品等）の内容とは異なる物品として、公金としての支出が可能な他の支出科目の物品（備品等）が納入されたもののうち、現物を確認できるもの（複数の者による廃棄又は費消の証言があるものを含む）			
d 支出伝票（消耗品等）の内容とは異なる物品として、公金としての支出が可能な他の支出科目の物品（備品等）が納入されたもののうち、業務に使用したが、現物を確認できないもの	本来は出納簿により適正に管理すべきところを、不適正に購入した経緯から管理しておらず、税金から購入した備品等を遺失させた。	職員が共同により全額を返還する。	全額
e 公金の支出として不適当だが、現物を確認することができ、かつ、職場において使用したもの	公金としての支出が不適当である。	該当する所属又は個人において全額を返還する。	全額
f 公金の支出として不適当で、消耗品等であり現物を確認することができないが、組織として使用したもの			
g その他、私的な流用があったものや、業務や職場における使用・納入が確認できず用途が不明なものなど	私的な流用や、業務や職場における使用・納入が確認できない。	・職員が共同により全額を返還する。 ・ただし、責任の所在が明らかなものは、当該職員が返還する。	全額

表2 職員等による返還金の考え方

(百万円)

(1)職員等の共同による返還		
項 目	金額	備 考
①納品ベース	312	【負担の考え方は、表1による】
【内訳】 不適正分類：b・c	244	入札による購入との差額として、不適正処理額の10%を負担
d	68	全額負担
g	未確定	全額負担(※責任が不明確なもの)
②利息相当額	未確定	全額負担：①合計額の1.58%/年(5年間の県債の平均利率)×調査期間5年間の1/2
③国庫返還金 g	未確定	国庫返還額確定後、検討(※gのうち責任が不明確なもの)
④国庫金の加算金	未確定	全額負担：加算10.95%/年※受領から納付の日までの期間
⑤プール金のうち、回収不能額	未確定	全額負担
⑥その他、調査・返還等に係る経費	未確定	
⑦現金等保有額	44	
職員等共同返還 合計金額 (①+②+③+④+⑤+⑥+⑦)	未確定	
(2)その他、所属による返還		
項 目	金額	備 考
①納品ベース	26	【負担の考え方は、表1による】
【内訳】 不適正分類：e・f		所属で全額負担
②利息相当額 e・f	1	全額負担：①合計額の1.58%/年(5年間の県債の平均利率)×調査期間5年間の1/2
③国庫返還金 e・f	未確定	国庫返還額確定後、検討
所属返還 合計金額(①+②+③)	未確定	
(3)その他、個人による返還		
項 目	金額	備 考
①納品ベース	未確定	【負担の考え方は、表1による】
【内訳】 不適正分類：g	未確定	個人で全額負担(※責任が明確なもの)
g	未確定	gのうち、職員からの返還済み額
②利息相当額 g	未確定	全額負担：①合計額の1.58%/年(5年間の県債の平均利率)×調査期間5年間の1/2
③国庫返還金 g	未確定	国庫返還額確定後、検討(※gのうち責任が明確なもの)
個人返還 合計金額(①+②+③)	未確定	

合計金額 (①)+(②)+(③)	約700
------------------	------

6 不適正な経理に係る職員の処分及び告訴・告発

今回の全庁調査において、「預け」等の不適正な経理処理が悪しき慣習として、広く組織的に行われていたことが確認された。

このことは、法令等を遵守し、全体の奉仕者たるべき公務員として許される行為ではなく、県民の期待や信頼を大きく損なう行為である。

今回の不適正な経理処理の背景には、職員のコンプライアンス意識の希薄さや、業務上必要な物品を購入するのであれば、ルール違反はある程度許容されるのではないかとの甘えの意識があり、管理監督者も担当者に任せきりであったため、不適正な経理処理を把握できなかったことなどが挙げられる。

具体的な職員への処分については、次のとおりとする。

（35 ページ：「不適正な経理処理に係る職員への処分」参照）

また、用途が不明なもの（「g」分類）については、引き続き人事当局において詳細な調査を行い、客観的証拠が十分整った時点で、経理事務担当者のみならず、関係者及び管理監督者についても厳しく処分する。

また、特に悪質な行為者については、刑事告訴・告発を行う。

なお、警察本部の処分については、警察本部において別途定める。

不適正な経理処理に係る職員への処分

全庁調査における不適正の分類	処分の目安	
	管理監督者	担当者
a. 「翌年度納入」「前年度納入」「先払い」など支出伝票（消耗品等）の内容と同じ物品であるが、経理処理として不適正なもの	嚴重注意	嚴重注意
b. 支出伝票（消耗品等）の内容とは異なる物品として、業務に使用する消耗品等が納入されているもの	文書訓告	文書訓告
c. 支出伝票（消耗品等）の内容とは異なる物品として、公金としての支出が可能な他の支出科目の物品（備品等）が納入されたもののうち、現物を確認できるもの（複数の者による廃棄又は費消の証言があるものを含む）		
d. 支出伝票（消耗品等）の内容とは異なる物品として、公金としての支出が可能な他の支出科目の物品（備品等）が納入されたもののうち、業務に使用したが、現物を確認できないもの		
e. 公金の支出として不適当だが、現物を確認することができ、かつ、職場において使用したもの		
f. 公金の支出として不適当で、消耗品等であり現物を確認することができないが、組織として使用したもの		
g. その他、私的な流用があったものや、業務や職場における使用・納入が確認できず使途が不明なものなど		
ア 個人的な費消が認められ、金額やその他の事情を考慮し、悪質と考えられる事例	減給 戒告	免職 停職
イ 個人的な費消が認められるが、金額やその他の事情を考慮し、悪質とまでは言えない事例	文書訓告	減給 戒告
ウ 個人的な費消は判明しないが、金額やその他の事情を考慮し、悪質と考えられる事例	減給 戒告 文書訓告	免職 停職 減給
エ 有価証券等を現金化したが、業務に使用したか確認できない事例	文書訓告	戒告

※複数の分類に該当する職員については、「処分の目安」が重い分類を適用し、当該分類における「処分の目安」の中の適切な処分を行う。

※「g」分類の区分（ア～エ）については、今後、詳細な調査を行い、変更されることもある。

7 不適正な経理処理の発生原因

各所属に対する実地調査において、経理事務担当職員及び管理職員（本庁の副課長、出先機関の次長等）に対して、不適正な経理処理が行われた背景・発生原因や再発防止を図る上での改善要望等について聴取を行った。

これらを整理したところ、不適正な経理処理の発生原因は、概ね次のとおりである。

（1）職員の意識に関する事項

- 職員のコンプライアンス意識が薄れているとともに、予算を使い切ることを良しとするなど、公金の原資が県民からの貴重な税金であり、その使い方についても公正性が求められているという認識が著しく低下していた。
- 業務上必要な物品を購入するのであれば、私的に流用するのではない限り、預け・一括払い・差替え等のルール違反はある程度許容されるのではないかという甘えの意識があった。
- 長年の慣習や前例踏襲によって、預け等があることを漠然と認識していながら、事務引継ぎが行われていた。
- 業務上必要な手土産等の物品を公費で支払ってよいかどうか分からないこと等もあり、結果的に不適正な経理処理を行っていたものがあつた。

（2）物品調達・物品管理の体制に関する事項

- 物品について、所属における在庫管理が十分になされていないため、計画的な購入が行われていなかった。
- 物品について、物品の発注と納品の検品が同一の職員で行われていたことから、これが業者との癒着を引き起こす原因となっていた。
- 県の財務規則上、消耗品とすることができる物の上限金額が2万円未満となっており、備品購入費等の予算が措置されにくいことと相俟って、必要な備品を預けや差替え等で納入させていた。
- 本庁の集中管理による配付消耗品が限定されていた（現在は33品目）。

（3）予算執行や支出事務に関する事項

- 予算査定において、実績に基づくシーリングにより、翌年度必要となる予算が確保できなくなるとの思いから、預けや翌年度納入等を行っていた。
- 特に備品購入費の予算が措置されにくいために、安易にプール金からの納入や差替え等を行っていた。
- 年度末の補正による予算措置や、これに伴う出先機関への予算令達の時期が遅く、結果として、執行計画が立てにくくなり、預けや翌年度納入等を行っていた。

- 予算の流用等の必要が生じて、流用手続が煩雑である等の理由から、預けや差替え等を行っていた。
- 日々発生する物品の発注の都度、支出負担行為として伝票を整理するのは事務処理の上で煩雑であるため、不適正な経理処理であることを認識していたにもかかわらず、事務省力化のために、ある程度の期間の範囲でまとめて請求させ、支出事務を行っていた。

(4) 内部牽制の体制に関する事項

- 契約・検収・支払の各事務が同一所属で行われ、また、実態として同一職員により行われていたことが、特定の取引業者との癒着を可能とする原因となっていた。
- これまで、経理事務に精通した職員は、人事異動後の所属においても経理事務を担当することが多かった。このため、不適正な経理処理が引き継がれるとともに、管理職も担当者が経理事務に精通しているとの過信から、調達物品の検品等を十分に行わない等、内部牽制機能が十分に働かない状況にあった。
- 出納機関における支出書類の審査は、事後審査であり、履行の確認が検査調書又は検査済表示により行われていることから、執行機関の不適正な経理処理についての内部牽制機能が十分とはいえなかった。
- 出納機関の会計検査は会計事務の指導を兼ねたものであり、また、監査委員監査も基本的には県に保存された書類によっており、検査や監査が不適正な経理処理の防止に十分機能していなかった。

(5) 国庫補助システムに関する事項

- 国庫補助金の交付（変更）決定時期が遅くなることもあり、結果として、執行計画が立てにくくなり、預けや翌年度納入等を行っていた。
- 国庫補助事業費は県単独事業費よりも優先的に執行し、余らせないとする風潮があった。
- 国庫補助事業の事務費における費目（人件費・庁費・工事雑費・普通旅費・日額旅費等）の構成比率基準があるため、弾力的な運用ができず、結果として、預けや翌年度納入等を行っていた。
- 国庫補助事業について、繰越の必要が生じて、繰越手続が煩雑であり、また、不用額としての処理を行うと翌年度必要となる予算が確保できなくなるとの思いから、預けや翌年度納入等を行っていた。
- 国庫補助事業担当者と予算担当者との連携が十分に図られていないために、正確な事務費の不用額等を把握しきれなかった。

(参考) 実地調査等におけるヒアリング集計結果

各所属に対して実地調査を行い、「不適正な経理処理の背景・発生原因」と「改善要望等」について集計した結果は、主に次のとおりである。

○「不適正な経理処理の背景・発生原因」

予算の使い切り意識	規則より慣習が優先	必要な予算措置がなされない	予算措置が遅い	流用が難しい	事務の省力化によるまとめ払い
42件	6件	98件	6件	14件	52件

○「改善要望等」

必要な予算措置	予算流用の弾力化	共通物品の拡大等	検収方法の変更等	消耗品区分の引き上げ	規則どおりの執行煩雑	職員の意識改革
20件	43件	10件	29件	22件	21件	4件

8 改善策・再発防止策

今回、このような不適正な経理処理が行われたことによって、行政に対する県民の信頼を裏切る結果となってしまったことについては、誠に慙愧の念に耐えない。

また、不適正な経理処理の発生原因等の調査内容でも分かるように、明らかに、県職員の意識としては、発生原因について現行の制度や体制に問題があるものとしており、法令遵守を率先しなければならない公務員としての意識の欠如が露呈されている。

しかしながら、失墜した県民の信頼を一步一步回復することが重要であり、同様の問題が二度と起こらないよう、不適正な経理処理が行われた背景・発生原因等を踏まえ、次に掲げる再発防止策を早急に検討し、実施可能なものから速やかに実施していくこととする。

また、今後の状況変化等に応じて新たな対応が必要となる場合には、問題点を放置せず、速やかに対策を講じていくこととする。

(1) 職員の意識改革

○ 職員としての心得の周知（総務課／速やかに実施）

コンプライアンス（法令遵守）の徹底や公務員倫理等、職員として必ず知っておかなければならない事項を「職員としての心得（仮称）」としてまとめ、職員に配付するとともに庁内ホームページに掲載する等、随時参照可能なものとするによって、一層の注意喚起を促すこととする。

○ 公務員倫理研修の充実強化（総務課／速やかに実施）

現在、管理職を対象とした「育成指導者研修」において公務員倫理研修を実施（平成21年度以降）するとともに、「新採職員研修」、「新任所属長研修」及び「基本研修」における公務員倫理研修についても、具体的な事例を中心とした研修を行っている。

これらの各研修について更なる充実強化を図るとともに、庁内説明会の際等においても臨時の公務員倫理研修を実施し、担当職員の意識改革・資質向上を図ることとする。

○ 物品契約・財務会計事務担当者研修の充実強化（管財課・出納局／速やかに実施）

現在、毎年度1回、物品契約事務担当者及び財務会計事務担当者を対象とした研修をそれぞれ行っているが、今後は、その中で、コンプライアンスの徹底や公務員倫理等の内容を加えることによって、制度の正確な理解や法令遵守意識の徹底等を図ることとする。

○ 国庫補助事業に係る事務担当者研修の実施（県土整備部ほか／速やかに実施）

これまで、国庫補助事業に係る事務担当者を対象とした研修がなかったため、今後は、毎年度1回、補助事業の内容や事務手続、付帯事務費の算定基準や経理方法等の実務研修を実施することによって、制度の正確な理解や法令遵守

意識の徹底等を図ることとする。

○ コンプライアンス推進チームの設置（総務課／速やかに実施）

コンプライアンスや公務員倫理の向上を図るため、庁内に各部局の次長クラスによる「コンプライアンス推進チーム（仮称）」を設置し、コンプライアンス研修や物品確認などの具体的な取組を強力に推進する。

○ 処分の厳格化等（総務課／速やかに実施）

不適正な経理事務を二度と発生させないため、今後、不適正な経理事務があった場合には、今回行う処分よりも一層厳格に対処する。

また、目標チャレンジプログラム（※）において、経理事務を含めた適正な職務行動について、対話等を通じて指導徹底を図ることとする。

※ 毎年度、職員各自が業務上の目標を設定し、上司と対話することによって、目標の達成状況を評価する仕組みのこと。

（２）物品調達・物品管理システム等の見直し

○ 物品購入の計画的執行（全所属／速やかに実施）

物品調達に当たっては、各所属で年間執行計画を立てた上で、在庫数量等を確認し、過不足が生じないように計画的に執行することとする。

○ 物品調達制度の見直し（管財課／平成22年度から実施）

物品調達事務が同一の所属内で行われてきたことを見直し、物品を集中的に調達する機関を設置することによって不適正な経理処理の防止を図ることとする。

具体的には、各所属で使用する共通消耗品については集中調達機関で単価契約を締結し、共通消耗品以外で一定額以上のものについては集中調達機関で調達することとする。

また、新たな調達方法として、集中調達機関が行う見積り合わせにおいて、オープンカウンター（公開見積り合わせ）方式を導入する。

○ 納品書の徴取・納品物の確認の徹底（出納局・管財課／速やかに実施）

現在、納品書を徴取することは義務付けられていない。

今後は、物品納入時に取引業者から納品書を徴取した上で、所属長又は所属長が指定する者（原則として、発注担当者以外の第三者）が納品物を確認する。そして、実際に確認した者が納品書に検査確認表示をし、これを支出負担行為支出伝票に添付することとする。

なお、これらに伴う所要の規定の整備を行うこととする。

○ 支出事務の効率化の検討（出納局／検討を進める）

小口の物品調達についての支出手続の効率化を図るため、ある程度の期間をまとめて支払いできるよう、その必要性を含めて検討を進める。

○ 関与した業者の指名停止等（管財課／速やかに実施）

「千葉県物品等指名競争入札参加者指名停止等基準」に、「不適正な経理処理に関与した場合」は「不正又は不誠実な行為」として、指名停止（指名停止期間：1ヶ月以上9ヶ月以内）等のペナルティを課すことを明記し、周知する。

また、特定の業者との関わりによる不適正な経理処理を防止するため、業者に対して、今回の問題の内容や再発防止策等の周知を図るとともに、不適正な経理処理に協力しないよう依頼する。

（3）予算執行等の見直し

○ 予算計上額のゼロベースでの（実態に合わせた）見直し

（財政課／速やかに実施）

需用費、備品購入費など、科目ごとの過大・過小計上について、実態に合わせた見直しを行い、必要な額を計上することとする。

○ 予算流用手続の周知徹底（財政課／速やかに実施）

予算流用手続について周知徹底するとともに、手続を迅速かつ適切に行う。

○ 予算節減・コスト意識の徹底（財政課／速やかに実施）

公金の原資が県民からの貴重な税金であるとの前提に立ち、予算執行に当たってのコスト意識を徹底するとともに、国庫補助金を含め、執行段階での残額については必ず減額補正又は不用額として計上するよう周知徹底を図る。

（4）内部牽制の強化

○ 再発防止・特別監察組織の設置

（総務部内に平成21年11月に設置：43ページ図1参照）

不適正経理に係る再発防止策を徹底し、特別監察の機能を有する新たな組織を設置する。

本報告書記載の再発防止策を検証し、より具体的にした上で実施するために、これまでの会計処理制度や実務の実態について改めて分析を行い、再発防止策の徹底指導に努める。

また、毎年度、当該年度の全ての費目を対象とした特別監察を随時行うとともに、万が一、不適正な経理処理が発覚した場合には過去に遡って徹底的な調査を行うなど、経理問題全般に関する検査体制を確立し、内部統制機能の強化を図るものとする。

○ 検査体制の強化（出納局ほか／速やかに実施）

出納局における会計検査について、検査対象としては出先機関が中心であることから、対象範囲を本庁各課を含めて拡大することとし、検査は原則毎年度1回実施する。

また、従来の書類検査が中心であった検査方法を見直し、需用費以外に業者との取引が多い支出科目（役務費、使用料、調査委託費、備品購入費など）についても、物品等と帳簿との照合確認検査を行うとともに、必要に応じて納品業者の協力を得て、業者帳簿と支出伝票との照合確認を行うこととする。

なお、監査委員が行う監査の際、業者帳簿との照合を行うなど、監査機能の強化について検討を要する。

○ 人事異動における経理事務担当者の配置換えの推進

（総務課／平成22年度から実施）

今後、人事異動において、経理事務を一定期間担当した職員を配置換えするとともに、経理事務を経験していない職員にも経理事務を経験させるよう、ジョブローテーションの一層の推進を図る。

○ 内部通報制度の周知徹底（総務課／速やかに実施）

既に施行している内部通報制度について、職員及び取引業者に対して一層の周知徹底を図ることによって、外部チェック機能を向上させ、法令に違反する行為等の防止を図る。

（5）国庫補助事業の事務費に関する改善事項

○ 補助簿の整備（農林水産部ほか／速やかに実施）

国庫補助事業の事務費について、補助簿（予算額・支出額・予算残額等がわかる帳簿）が十分に整備されておらず、国庫補助事業と県単独事業との事務費を明確に区分できていないことが多いことから、今後は、補助簿の整備を徹底することとする。これによって、補助目的に適った執行を常に意識することができるようになる。

○ 補助事業担当者と予算担当者との連携の徹底等

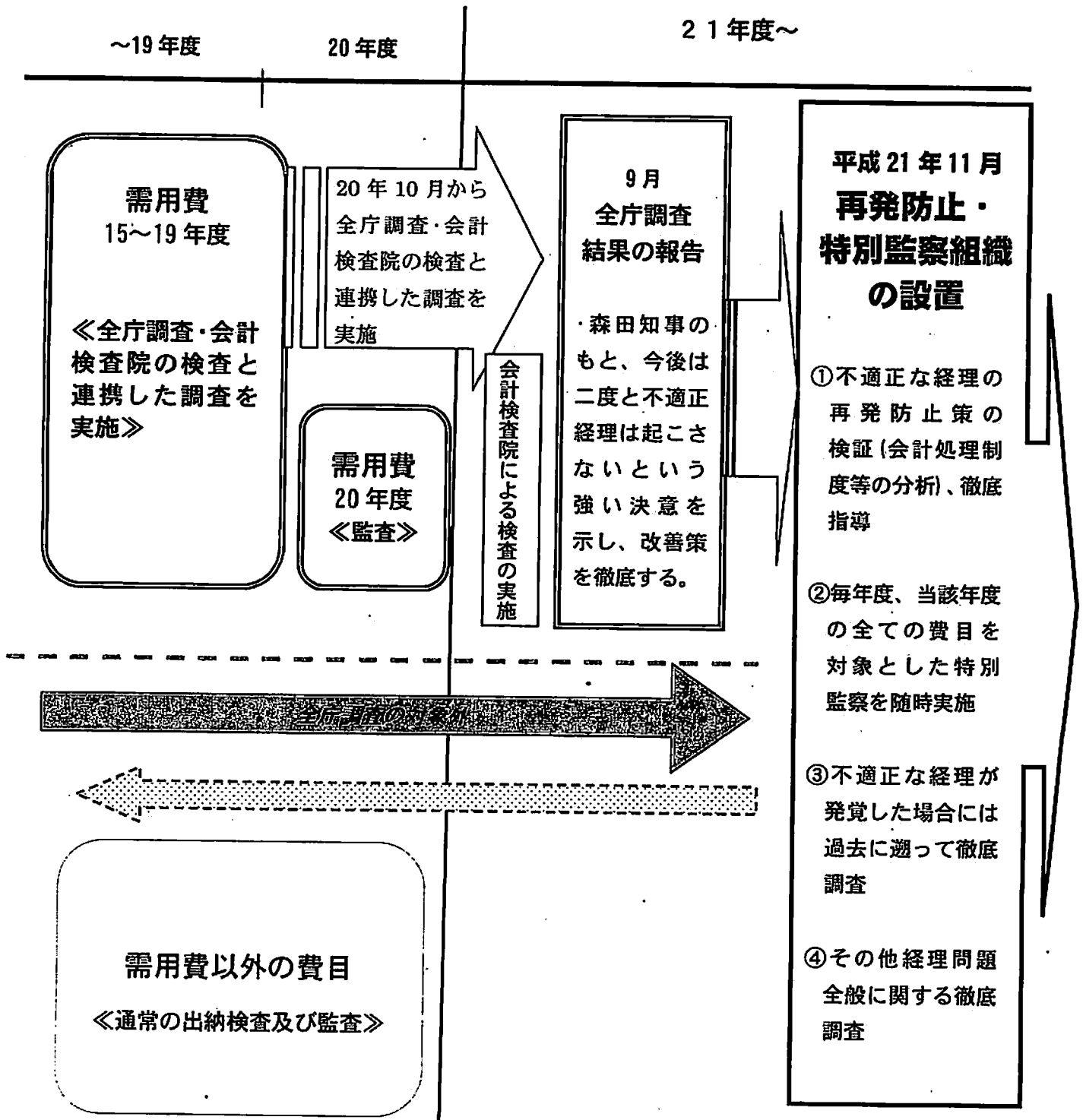
（農林水産部ほか／速やかに実施）

今後は、正確な事務費の不用額等を把握するために、補助事業担当者と予算担当者が密に連携を図りつつ、執行残が見込まれるものを真に必要な科目へ振り替えることについて国と協議していくこととする。

○ 国に対する補助制度の運用上の要望（県土整備部ほか／検討を進める）

補助事業間における事務費の流用の弾力化、補助金の減額変更等の弾力化、事務費における費目（人件費・庁費・工事雑費・普通旅費・日額旅費等）の構成比率基準の廃止等、国に対して、国庫補助制度の運用上の見直しを求めていくことを検討する。

再発防止・特別監察組織の概要



9 その他

(1) 不適正な経理処理で取得した物品等の取扱い

不適正な経理処理により取得した物品のうち、備品については、正規に購入した備品と同様に、備品出納簿に記載のうえ適正に管理するように関係機関に対して指示する。

なお、備品以外で保有の判明した現金、預金、金券類については、その種類に応じて、次のとおり処理するよう関係機関に指示する。

- ① 現金、預金については、各所属において速やかに収入の手続を執り、県の歳入として納入させる。
- ② 各所属の業務で活用可能な切手、はがき等の物品については、正規購入品と同様に、消耗品出納簿に記載のうえ活用を図る。
なお、当該所属において活用の予定がない場合については、活用の見込みのある所属と協議の上、保管換えの手続を執り、その活用を図る。
- ③ 今後、業務に使用する見込みのないピール券、商品券等については、売り払いの手続を執り、売り払い代金を県の歳入として納入させる。

(2) 業者において確認されたプール金の取扱い

業者において確認されたプール金については、業者に対して全額の返還を求める。

(3) 不適正な経理処理のあった国庫補助事業の取扱い

国庫補助事業において、不適正な取扱いがあったものについては、今後関係省庁と協議し、早急に返還等の措置を取る。